令和７年２月４日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策案について

１．主旨

（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例について、条例案、運用方針案及び支援策案を取りまとめたので報告する。

２．これまでの経緯

令和５年　９月　５日　区民生活常任委員会報告（条例制定に向けた考え方について）
１２月２０日　第１回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
６年　１月３１日　第２回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
３月１４日　第３回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
４月２４日　区民生活常任委員会報告（条例骨子、運用方針（第１次））
５月２２日　第４回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
３１日　犯罪被害者当事者との意見交換
６月　支援機関の支援者（相談者）へのアンケート実施
１３日　第５回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
９月　２日　区民生活常任委員会報告（条例素案、運用方針（第２次）、支援策一覧）
１５日～パブリックコメント
１０月１１日　庁内意見募集
３０日　第６回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
１１月　園長会、小中校長会へ報告
１２月１５日　シンポジウム

３．犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会での主な意見（第６回）

（１）条例、運用方針について
・比較的固い内容の条例なので、区民等への周知はわかりやすさを追求してほしい。
・運用方針で定めている支援制度運用委員会のジャッジメントをしっかり決める必要がある。救える人が救われないようなことにならないよう制度設計をしてほしい。

（２）支援策について
・多くの支援策を実施するためには相談員は相当なスキルが必要である。

（３）その他
・支援に関わる人が多いため、二次被害防止のためにも当事者の周りの者たちへの研修や普及啓発について検討してほしい。

・専門性が高いがゆえに専門機関に任せた方が良いということではなく、職員が研修等で知識を習得するとともに、民間支援団体とのネットワークの構築や情報のやり取りに留意してほしい。
・関係機関にもしっかり伝え、連携してほしい。特に警察署からも区の相談窓口を案内できるようにした方が良い。

４．パブリックコメント実施結果
別紙１

５．条例素案、運用方針（第２次）からの変更点
別紙２

６．条例案、運用方針案及び支援策案
別紙３　条例案・運用方針概要
別紙４　条例案
別紙５　運用方針案
別紙６　支援策案

７．犯罪被害者等支援に係る概算経費
約８，７２８千円（年間）
【内訳】
（１）犯罪等に起因する相談に関する支援　３３９千円
弁護士相談費用の助成、カウンセリング費用の助成
（２）経済的支援　３，７００千円
遺族支援金、遺族子育て支援金、重傷病支援金、性犯罪被害者支援金
（３）日常生活に関する支援　２，８６７千円
配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、一時保育・預かり費用助成、移動費用助成、就労準備費用助成、修学費用助成、ごみの訪問収集
（４）居住支援　１，１２０千円
宿泊費用助成、転居費用助成
（５）その他　７０２千円
性犯罪被害者支援費用助成

８．その他
現在、相談員２名（月１５日、月８日）を配置し、犯罪被害者等からの相談に対応しているが、同行支援や対面相談、研修・休暇などにより相談員が不在となり、職員が臨時的に対応しなければならない状況がある。
既に条例を制定している自治体においては、施行後に相談件数が増加している状況がること、また、各種支援策を実施することで、同行支援や支援にあたっての審査など、事務量が増加する。相談数に応じた体制整備はもとより、相談員は、犯罪被害者等の置

かれた状況を理解し、犯罪被害者等が抱えている課題の解決に向けて総合的にコーディネートしていくことが求められる。犯罪被害者等へ寄り添い、丁寧な対応をしていくため、相談員の勤務日数の増などにより相談体制の強化を図る。

９．今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　区議会第一回定例会（条例案提案）

４月　条例施行

別紙１

（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（素案）への区民意見及び区の考え方

１　意見募集期間
　令和６年９月１５日から１０月７日まで

２　意見提出人数及び件数
　意見提出者数　　８人（はがき１人、ホームページ７人）
　意見提出件数　２６件

３　意見の概要及び区の考え方
　次ページ以降のとおり

No	意見の概要	区の考え方
1	**事業者の役割について**	
1	犯罪被害者等の尊厳を一番毀損しているのはマスコミであるように見える。区が条例に基づき対応を要請できる範囲を区内事業者に限定しているが、実効性に欠けるのではないか。区内事業者に限定した条例（素案）の作成過程について、見解を示してほしい。	条例第2条の定義において、事業者とは、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体と定めており、所在地が区外にある事業者に対しても要請してまいります。
2	生活の基盤となる雇用の安定は、事業主との雇用契約に及ぶ問題となるが、条例で対応できる範囲を具体的に規定するのはいかがか。	条例第６条では、事業者の役割として、雇用関係にある犯罪被害者等に対する必要な支援を行うこととしており、犯罪被害者等が働き続けるための支援を要請しております。また、広く区民や事業者を対象としたリーフレットにて、具体的な取組みを周知してまいります。
2	**学校等の役割について**	
3	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（素案）第７条に規定する学校等の役割について、在籍する児童生徒等が被害を被った場合の学校の対応について記載があるが、加害者が同一学校等の児童生徒等や教員である場合も同様の対応がとられるよう明記してほしい。	加害者が同一学校等の児童生徒等である場合や教員である場合でも、被害者である児童生徒等が安心して教育等が受けられるようにするため、必要な配慮をするよう、第７条第２項の規定を定めているところでございます。
4	加害者が法的責任を問われない年齢の児童であっても、犯罪とみなされる行為があった場合は、相応の対応がとられるようにすべき。学校の対応により、被害児童生徒等が別室登校や転校など、不利益を被ることのないよう、学校側が留意するべきであることも明記してほしい。	教育活動等において、被害児童生徒等に二次被害を生じさせない、また、安心して教育等を受けるための配慮を要請することを目的に、条例第７条に学校等の役割を明記しております。学校においては、これまでも専門機関と連携しながら、被害児童生徒への支援を行ってまいりましたが、今後も、本条例に基づき適切に対応してまいります。
3	**相談体制の整備について**	
5	「人的資源」（誰がこの難しい業務にあたるのか）や「経済資源」（経済的支援にかかる費用の捻出）は具体的にどう準備するのか説明いただきたい。	人的資源については、犯罪被害に関する相談業務の経験がある相談員を世田谷区犯罪被害者等相談窓口へ配置しているところです。また、経済資源については、基金を創設し、ふるさと納税などで寄付を募り、支援策の財源へ充てていくことを検討しております。
6	犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うためには、これに従事する職員の人材の育成及び資質の向上等が必要であり、このための施策が重要であると思われる。	犯罪被害者等相談窓口に配置する犯罪被害者等相談員の人材の確保や育成は大変重要なことと考えております。人材の確保や育成に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、実施してまいります。
4	**犯罪被害者等の情報保護・人権の尊重について**	
7	犯罪被害者が特定されるような、取り調べ過程の供述等が警察からリークされ、犯罪被害者等が特定されるのはおかしい。現行法の中での対応を厳格に行うよう、直ちに行政として対応してほしい。	犯罪被害者等のプライバシーが保護されるとともに、意向が十分に尊重されるよう、警察とも連携しながら支援を行ってまいります。また、いただいたご意見に関しましては、警視庁へも情報提供します。
8	犯罪被害者等の犯罪捜査、刑事裁判手続、個人情報の取扱い等において、その安全の確保に必要な施策を講ずる必要があると思うが、具体的に規定するのはいかがか。	個人情報の取扱いに関しては、条例第１６条の個人情報の適切な管理に定めているところです。犯罪捜査、刑事裁判手続における情報の安全確保については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。
9	犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、人権が十分に尊重されるよう、規定を設ける必要があるのではないか。	人権の尊重に関しては、条例第３条の基本理念において定めているところです。保護、捜査、公判等における人権の尊重については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。

No	意見の概要	区の考え方
５	**犯罪被害者等の状況に応じた相談支援について**	
10	相談及び情報の提供は、犯罪被害者、家族又は遺族により共通する事項と異なる事項があると考えられる。各立場に応じた相談及び情報の提供をすることを明記するのはどうか（相談及び情報の提供以外の様々な支援の場面においても同様）。	条例第４条の区の責務において、「犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。」と規定しております。各立場に応じた相談や支援はこれに基づき実施していくものと考えております。
11	犯罪被害者等相談窓口にて精神科医の受診やカウンセリングを受けるための体制整備をしてほしい。また、犯罪被害者等の状況に応じて、精神科医・心療内科医・カウンセラーにつなげるとともに、相談員・精神科医・心療内科医・カウンセラー等を希望に応じて変えられるようにしてほしい。	犯罪被害により心身に不調が生じ、公認心理師や臨床心理士が行うカウンセリングを受けた費用の助成を検討しております。また、ご自分の状況に応じたカウンセリング機関が見つけられるよう、情報提供を行ってまいります。
12	犯罪被害にあうことで、一生のトラウマになり、何かのきっかけでフラッシュバックが起こる可能性がある。また、心身に強いダメージを受けていても外見上は分からない場合等もあるため、犯罪被害者等相談窓口では、真摯に相談を聴いてほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況を十分に考慮し、真摯に相談を聴いてまいります。
13	犯罪被害にあうことで、様々なことが重なると何も手がつけられなくなる。二次被害など社会的問題も生じるため、その対処法を犯罪被害者等相談窓口で一緒に丁寧に考えてほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望を丁寧にお聴きしながら、困りごとの整理と解決に向けたステップを一緒に考えてまいります。
14	弁護士・裁判所への同行や訪問による自宅の状況確認を行ってほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望に応じ、同行や訪問によるアウトリーチ型の相談を行ってまいります。
６	**支援策について**	
15	支援策について、犯罪被害者等の各立場に応じて、具体的に規定するのはいかがか。	具体的な支援策につきましては、条例第１４条に基づき定める、運用方針で規定してまいります。
16	警察への被害届の提出だけでなく、裁判で勝訴、調停の結果などで支払が決まっても滞り、精神的身体的な負担が生じている場合も対象にしてほしい。	今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。
17	犯罪被害者は全く過失がないにも関わらず、治療のため病院へ通ったり、仕事を休まなければならなかったりし、経済的な負担が生じる。また、家族が被害にあった場合も、サポートするために休んだりする必要がある。 犯罪被害の影響について理解を進めるとともに、犯罪被害者本人や家族が仕事を休みやすくなることや、経済的なサポートがとても必要だと思う。	現在、区では犯罪被害者やご遺族のための弔慰金等の給付やご家族が利用できる日常生活をサポートするための支援策の検討を行っております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等に有用な支援策となるよう検討を進めてまいります。 また、第６条では、仕事が続けられるよう、事業者の役割を規定しています。
18	犯罪等により生じた賠償責任が果たされない場合の救済に重点を置いてほしい。	現在、区では犯罪被害による経済的損失を補填するため、弔慰金等の給付を検討しておりますが、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き、検討してまいります。
19	公営住宅の斡旋等、犯罪被害者等の居住の安定に関する支援策を規定することにより、支援が明確になるのではないか。	公営住宅の斡旋につきましては、提供住戸の確保等の課題がございますが、支援策として、現在の住居に居住することが困難になった場合の一時的な宿泊にかかる費用や転居にかかる費用の助成について検討しております。これらの支援策については、条例に基づき制定する、運用方針と実施要綱において具体的に規定してまいります。

No	意見の概要	区の考え方
20	犯罪被害者に対するマスコミの過剰な報道やインターネット上の誹謗中傷について、弁護士を介し対応する場合、犯罪被害者が積極的に動かなければならず、相当な手間と費用がかかってしまうが、区で代行する仕組みがつくれないか。	犯罪被害者が希望する場合には、警察への相談に同行するとともに、弁護士会や法テラスなどの相談窓口を紹介してまいります。また、併せて条例施行後は、弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。 また、第６条に基づき、区からも要請してまいります。
21	刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度として、犯罪被害者等に情報提供を行う、具体的な規定が必要ではないか。	明石市では、刑事裁判手続に参加する場合の旅費の補助を支援しております。世田谷区におきましても、今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。
22	犯罪被害者は加害者に対して、恐怖心をもっていることが多くある。必要に応じて、被害者と加害者が対話することを支援する修復的司法への取組みや支援が行われてほしい。	犯罪被害者等が司法的な解決を希望する場合には、弁護士会や法テラスを紹介いたします。また、併せて、条例施行後は弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。
23	詐欺被害においては、本人の精神的な落ち込み、パソコンのメンテナンスなどの被害の回復、次の被害への対策などが必要と思われる。特に、家族との関係性が難しくなることは、大きな問題で、家族の話し合いの支援などをサポートしてほしい。	詐欺などの財産被害にあわれた方については、犯罪被害者等相談窓口にてお話をお聞きし、警察を案内しているところでございます。具体的な支援策に関しては、今後の課題として、検討してまいります。 また、ご家族との関係性に関するお悩みは、その状況を踏まえ、適切な相談先等をご案内してまいります。
７　連携・協力について		
24	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等、具体的な施策を規定する必要があるのではないか。	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対する財政上及び税制上の措置については、その効果や必要性等を研究してまいります。また、情報提供等の連携に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて、具体的に規定し、実施してまいります。
８　理解促進について		
25	教育活動、広報活動を通じて、犯罪被害者等に対する理解について、施策を規定し、区民に周知することも重要な施策であると思われる。	教育活動、広報活動を通じた普及啓発に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、広く周知してまいります。
９　意見の反映について		
26	犯罪被害者等から区に対し意見が述べられた場合、その意見を施策に反映し、その施策の策定過程の透明性を確保するため、区として制度を整備する条例を設ける必要があると考える。	犯罪被害者等の意見の聴取、施策への反映については、条例第１５条で規定しているところではございますが、策定過程の透明性を確保するための制度については、犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見、今後の運用を踏まえ、検討してまいります。

別紙２

条例　新旧対照表

条例案	条例素案（令和６年９月常任委員会報告）
犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。 区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。	犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人や家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者本人や家族又は遺族ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるようにするためには、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、配慮することができる地域社会全体の理解が必要です。 区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。
（目的） 第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	（定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。 ⑴　犯罪等　犯罪被害者等基本法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。 ⑵　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者（第７号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。 ⑶　区民等　区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。 ⑷　事業者　区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 ⑸　学校等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所をいう。 ⑹　二次被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。 ⑺　再被害　犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。 ⑻　関係機関等　国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。 （基本理念） 第３条　犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。	ころによる。 ⑴　犯罪等　犯罪被害者等基本法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。 ⑵　犯罪被害者等　犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。 ⑶　区民等　区内に居住し、通勤し、又は通学する者等をいう。 ⑷　事業者　区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 ⑸　学校等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所をいう。 ⑹　二次被害　犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これを要因として被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇な目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる、生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。 ⑺　再被害　犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。 ⑻　関係機関等　国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。 （基本理念） 第３条　犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

⑴　犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。 ⑵　犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。 ⑶　犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。	(1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。 (2)　犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し並びに、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行うこと。 (3)　犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。
（区の責務） 第４条　区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。	（区の責務） 第４条　区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。
（区民等の役割） 第５条　区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	（区民等の役割） 第５条　区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（事業者の役割） 第６条　事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。 ⑴　事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう配慮すること。	（事業者の役割） 第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑵　雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。 ⑶　区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。	
（学校等の役割） 第７条　学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。 ⑴　教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう配慮すること。 ⑵　在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。 ⑶　区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。	（学校等の役割） 第７条　学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることがないよう十分に配慮するよう努めるものとする。 ２　学校等は、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等という。」）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努めるものとする。 ３　学校等は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
（犯罪被害者等相談窓口の設置） 第８条　区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。 ２　前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。	（犯罪被害者等相談窓口の設置） 第８条　区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者を配置する。 ２　前項の相談は、警察署への被害届の提出の有無を問わないこととする。
（犯罪被害者等への支援） 第９条　区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。 ⑴　犯罪等に起因する相談に関する支援 ⑵　経済的負担の軽減	（人材の育成） 第９条　区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

⑶　家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援 ⑷　現在の住居に居住することが困難となった者への支援 ⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援	
（人材の育成） 第10条　区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。	（犯罪被害者等への支援） 第10条　区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等への必要な支援策を講ずるものとする。 （１）犯罪等に起因する相談に関する支援 （２）経済的負担の軽減 （３）家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援 （４）現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 （５）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援
（関係機関等との連携） 第11条　区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。	（関係機関等との連携） 第11条　区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。
（理解の促進） 第12条　区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。	（理解の促進） 第12条　区は、基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。
（区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）	（区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第13条　区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第８条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。	第13条　区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被ったときは、第８条で規定する相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、並びに必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。
（運用方針の策定） 第 14 条　区長は、第８条から第１２条までの規定について、運用方針を別に定める。	（運用方針の策定） 第14条　区長は、第８条から第１２条に掲げるまでの規定について、運用方針を別に定める。
（意見の反映） 第15条　区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。	（意見の反映） 第15条　区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。
（個人情報の適切な管理） 第16条　区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。	（個人情報の適切な管理） 第16条　区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。
（委任） 第17条　この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。	（委任） 第17条　この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等に関する支援について必要な事項は、区長が別に定める。
附　則 この条例は、令和　年　月　日から施行する。	付　則 この条例は、令和　　年　　月　　日から施行する。

運用方針　新旧対照表

運用方針案	運用方針（第２次）（令和６年９月常任委員会報告）
1　運用方針について 条例第１４条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。	1　運用方針について 条例第１４条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。
2　支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。） ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。	2　支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする（住民登録の有無を問わない。）。 ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。
3　早期回復・生活再建に向けた支援策について （１）犯罪等に起因する相談に関する支援 ①　弁護士相談費用の助成 ②　カウンセリング費用の助成 （２）経済的支援 ①　遺族弔慰金 ②　重傷病支援金	3　早期回復・生活再建に向けた支援策について （１）犯罪等に起因する相談に関する支援 ①　弁護士相談費用の助成 ②　カウンセリング費用の助成 （２）経済的支援 ①　遺族支援金 ②　遺族子育て支援金

③　遺族子育て支援金 ④　性犯罪被害者支援金 （３）家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援 ①　家事・介護等に関する支援 （配食サービス、食事費用助成、家事・介護等費用助成、移動費用助成、ごみの訪問収集） ②　育児等に関する支援 （一時保育・預かり費用助成） ③　就労や修学に関する支援 （就労準備費用助成、修学費用助成） （４）居住支援 ①　転居費用助成 ②　宿泊費用補助 （５）その他 ①　性犯罪被害者への緊急的な支援 ４　普及啓発 （１）さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。 （２）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 ＨＰ、区のおしらせ、区政ＰＲコーナー、Ｘ（旧 Twitter)、デジタルサイネ	③　重傷病支援金 ④　性犯罪被害支援金 （３）家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援 ①　家事・介護等に関する支援 （配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、移動費用助成） ②　育児等に関する支援 （一時保育・預かり費用助成） ③　就労や修学に関する支援 （就労準備費用助成、修学費用助成） （４）居住支援 ①　転居費用助成 ②　宿泊費用助成 （５）上記以外の支援 ①　性犯罪被害者への支援策 ４　普及啓発 （１）さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・交際相手、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。 （２）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 ＨＰ、区のおしらせ、区政ＰＲコーナー、Ｘ（旧 Twitter)、デジタル

ージ等　を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。	サイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。
（３）　犯罪被害者週間での普及啓発 犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。	（３）犯罪被害者週間での普及啓発 犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。
（４）学校や教育活動を通じた普及啓発 「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。	（４）学校や教育活動を通じた普及啓発 「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。
（５）事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。	（５）事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。
5　犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第８条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。	5　犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第９条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。
（１）犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。	（１）犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。	人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。
（２） 育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。 ① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。	（２）育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。 ① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口(被害者支援都民センター)で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。
6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 （１） 犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識	6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 （１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員

向上を図る。 （２）情報共有 関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。 （３） 支援調整会議の実施 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。 （４）関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 支援制度運用委員会の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、支援制度運用委員会を設置する。	の意識向上を図る。 （２）情報共有 関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。 （３）支援調整会議の実施 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。 （４）関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 （仮称）支援制度運用委員会の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、（仮称）支援制度運用委員会を設置する。

（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（案）の概要

別紙3-1

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変する。犯罪被害者本人やその家族は又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等、精神的苦痛に悩まされる場合もある。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。
区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目指し、この条例を制定する。

目的（第1条）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、世田谷区における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること等を目的とする。

基本理念（第3条）

〇犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮する。
〇区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力し、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点で継続てきに行う。
〇犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮する。

区民等の役割（第5条）

〇犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮する。
〇区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割（第6条）

〇犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう努める。
〇雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

学校等の役割（第7条）

〇教育活動等を行うにあたっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう努める。
〇在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努める。
〇区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

区の責務（第4条）

犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、その体制の整備に努める。また、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

犯罪被害者等相談窓口の設置（第8条）

犯罪被害者等の総合的な支援のため、窓口を設置する。

犯罪被害者等への支援を推進するための理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じた施策を実施する。

人材の育成（第10条）

相談員　区　犯罪被害者等

犯罪被害者等相談窓口
（人権・男女共同参画課）

初期対応から回復に向けた総合コーディネート機能を担う

犯罪被害者等への支援（第9条）

関係機関等との連携（第11条）

理解促進（第12条）

犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携に努める。

運用方針の策定（第14条）

第8条から第12条までに掲げる規定について、運用方針を定める。

区が実施する支援策

〇犯罪等に起因する相談に関する 支援
〇経済的負担の軽減
〇家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
〇現在の住居に居住することが困難となった者への支援
〇その他区長が必要と認める支援

関係機関等

〇国
〇東京都
〇地方公共団体の機関
〇警察
〇犯罪被害者等支援団体
〇その他関係する者

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針(案)の概要

別紙3-2

～運用方針策定の目的～

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)第14条に基づき、支援策などをより具体化するため策定する。

条例第9条▸▸▸

3 早期回復・生活再建に向けた支援策

〇相談に関する支援
- ・弁護士相談費用の助成
- ・カウンセリング費用の助成

〇経済的支援
- ・遺族弔慰金
- ・遺族子育て支援金
- ・重傷病支援金
- ・性犯罪被害者支援金

〇住居に関する支援
- ・転居費用助成
- ・宿泊費用助成

〇その他の支援
- ・性犯罪被害者への緊急的な支援

〇日常生活への支援
- ・配食サービス
- ・食事費用助成
- ・家事・介護等費用助成
- ・移動費用助成
- ・一時保育・預かり費用助成
- ・就労準備費用助成
- ・修学費用助成
- ・ごみの訪問収集

7 支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援について、支援の対象となる犯罪被害者の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について、学識経験者等を交えた審査会を設置し、審査などを行う。

条例第8・10条▸▸▸

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成

犯罪被害を受けた方が、安心して相談できるよう、犯罪被害者等相談員の人材確保と国や東京都の研修等を通じ育成に努める。

条例第11条▸▸▸

6 庁内連携及び関係支援機関との連携

犯罪被害を受けた方の生活は多種多様で、必要な支援も多岐に渡るため、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働強化を図り、きめ細かい支援を実施する。

条例第12条▸▸▸

4 普及啓発

〇さまざまな機会・広報媒体を活用した普及啓発
- ・区民まつり等の機会や区HP、区のおしらせ、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害者等が置かれた状況や接し方等について普及啓発を図る。

〇二次被害を防ぐための普及啓発
- ・学生、事業者、区民向けリーフレットを策定する。

〇相談窓口の普及啓発
- ・犯罪被害者等相談窓口の認知度向上のため、さまざまな機会や広報媒体を活用し、周知する。

別紙　4

世田谷区犯罪被害者等支援条例

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗(ひぼう)中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪等　犯罪被害者等基本法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。

⑵　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者（第７号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。

⑶　区民等　区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。

⑷　事業者　区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

⑸　学校等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所をいう。

⑹　二次被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗（ひぼう）中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、

尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。

⑺　再被害　犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

⑻　関係機関等　国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

⑴　犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。

⑵　犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。

⑶　犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

（区の責務）

第４条　区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。

（区民等の役割）

第５条　区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

⑴　事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう配慮すること。

⑵　雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

（学校等の役割）

第７条　学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

⑴　教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう配慮すること。

⑵　在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。

⑶　区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

（犯罪被害者等相談窓口の設置）

第８条　区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

２　前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。

（犯罪被害者等への支援）

第９条　区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

⑴　犯罪等に起因する相談に関する支援

⑵　経済的負担の軽減

⑶　家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援

⑷　現在の住居に居住することが困難となった者への支援

⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

（人材の育成）

第１０条　区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関等との連携）

第１１条　区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

（理解の促進）

第１２条　区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

（区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第１３条　区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第８条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

（運用方針の策定）

第１４条　区長は、第８条から第１２条までの規定について、運用方針を別に定める。

（意見の反映）

第１５条　区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第１６条　区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別紙　5

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針　（案）

1　運用方針について

条例第１４条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2　支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3　早期回復・生活再建に向けた支援策について

（１）犯罪等に起因する相談に関する支援

①　弁護士相談費用の助成

②　カウンセリング費用の助成

（２）経済的支援

①　遺族弔慰金

②　重傷病支援金

③　遺族子育て支援金

④　性犯罪被害者支援金

（３）家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援

①　家事・介護等に関する支援

（配食サービス、食事費用助成、家事・介護等費用助成、移動費用助成、ごみの訪問収集）

②　育児等に関する支援

（一時保育・預かり費用助成）

③　就労や修学に関する支援

（就労準備費用助成、修学費用助成）

（４）居住支援

①　転居費用助成

②　宿泊費用補助

（５）その他

① 性犯罪被害者への緊急的な支援

4　普及啓発

（１）さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

（２）さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

ＨＰ、区のおしらせ、区政ＰＲコーナー、Ｘ（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（３）犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

（４）学校や教育活動を通じた普及啓発

「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

（５）事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5　犯罪被害者等相談員の人材確保・育成

条例第８条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

（１）犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

（２）育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣
東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。

③ 全国研修会
公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6　庁内連携及び関係支援機関との連携

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（1）犯罪被害者等支援マニュアルの作成
犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（2）情報共有
関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（3）支援調整会議の実施
犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。

（4）関係支援機関との連携強化
犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7　支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、支援制度運用委員会を設置する。

犯罪被害者等支援　支援策一覧(案)

別紙６

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
1	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (遺族給付金)	1,060万円～2964.5万円	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※被害者の年齢、生計維持遺族の人数等で算定。	死亡	遺族	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (遺族見舞金)	上限:30万円	犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
		区	遺族弔慰金	上限:30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に弔意を表し、支給する。 ※既に重傷病支援金、性犯罪支援金を受給しているときは、その額を差し引いた額。この場合、死亡した時から1年以内に申請。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
2	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	遺族子育て支援金	30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に生活再建に向けた一時金を支給する。 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
3	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (重傷病給付金)	上限:120万円	概要:犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※3年分の医療費、休業損害を基準に算定。 定義:【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上	重傷病	被害者	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (重傷病見舞金)	上限:10万円	概要:犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。 定義:【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
		区	重傷病支援金	10万円	概要:犯罪被害により重傷病を負った被害者に静養や休養のため、一時金を支給する。 定義:【重傷病】 1か月以上の療養を要する負傷又は疾病	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
4	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	性犯罪被害者支援金	10万円	概要:性犯罪を受けた被害者に生活再建に向けた一時金を支給する。 定義:【性犯罪】 ・第176条(不同意わいせつ)、第177条(不同意性交)、第179条第1項(監護者わいせつ)、第179条第2項(監護者性交)、第181条(強制わいせつ等致死傷)、第241条(強盗・強制性交等及び同致死)	性犯罪	被害者	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内

犯罪被害者等支援　支援策一覧(案)

別紙 6

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
5	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	配食サービス	上限:1人あたり2食(昼・夕)	食事を作ることが困難な場合に、食事を配達する 利用開始日から30日間(状況により30日間の延長可) ※申請から最大5日後より開始 ※食事費用助成と併用可とする ※区の委託事業として実施	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
6	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	食事費用助成	上限:1食あたり1,000円 合計月60回分、6万円 (状況に応じて最大12万円)	食事を作ることが困難な場合に、配食サービス(民間)、フードデリバリーサービス、外食(民間の飲食店、子ども食堂、その他支援団体が提供する食事サービス)の利用費用を助成する(アルコールを除く) ※配食サービスと併用可とする。 ※フードデリバリー事業者により実施されるもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
7	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	家事・介護等費用助成	上限:1時間あたり5,000円 合計月60時間分、30万円 (状況に応じて最大60万円)	家事・介護等を行うことが困難な場合に、家事代行サービス等の利用費用を助成する ・調理、洗濯、掃除、買い物等の家事、介護、看護等、その他必要なもの ※家事代行・介護等サービスを提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
8	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	一時保育・預かり費用助成	上限:1時間あたり3,000円 1年目:100時間/年、30万円 2年目以降:50時間/年、15万円	警察・裁判所での手続や通院等のため、未就学児の一時保育及び一時預かり等を利用した場合に、その費用を助成する ※一時保育サービス・預かり事業を提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
9	生活支援	国	なし					
		都 (警視庁)	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1.1万円 期間:3泊4日 (食費を除く)				
		区	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1万円 6泊7日、6万円 (食費除く)	従前の住居に居住することが困難となり、宿泊施設を利用した場合に、その費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
10	生活支援	国	なし					
		都	転居費用助成	上限:20万円	従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成する。	―	遺族 被害者	・犯罪発生から1年以内
		区	転居費用助成	上限:1回あたり25万円 (状況に応じて最大50万円)	従前の住居に居住することが困難となり、引越しした場合に、その費用を助成する ・運送費用、不用品廃棄等、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復費、その他費用(引越事業者、不動産事業者等に支払ったもの) ※①転居後に二次被害・再被害に遭い、再度転居した場合、②一時的に仮住まいに転居し、その後自宅に戻った場合、③一時的に仮住まいに転居し、改めて転居した場合は2回分の50万円を上限とする。	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内

犯罪被害者等支援　支援策一覧(案)

別紙６

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
11	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	移動費用助成	上限:3万5千円	重傷病や精神的なショックにより歩行が困難な場合、メディアスクラム等により、通常に外出することが困難な場合に、通勤・通院等の日常生活にかかるタクシー利用費用を助成する ※医師の診断書に記載された治療期間中の利用に限る	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
12	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	就労準備費用助成	上限:10万円	転職または新たに就職する場合、就労に必要な資格の取得や書籍代等にかかる費用を助成する ・受験手数料 ・講習等の受講料 ・書籍代 ・就職面接等で着用するスーツ代　等	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から2年以内
13	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	修学費用助成	上限:30万円	心身の被害により通学が困難となった場合、メディアスクラム等により通常に通学することが困難となった場合の修学にかかる費用を助成する ・家庭教師費用 ・通学にかかるタクシー代　等 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内
14	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	弁護士相談費用助成	上限:1回1万1千円 3回まで	日常生活の困りごと、メディアスクラムへの対応や裁判に関する手続等について、弁護士に相談する場合の費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から5年以内
15	生活支援	国	なし					
		都 (警視庁)	カウンセリング費用助成	上限:10万円				
		区	カウンセリング費用助成	上限:1万円 12回	公認心理師、臨床心理士が行うカウンセリングを受けた場合、その費用を助成する(保険診療によるカウンセリングを除く)	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
16	生活支援	区	性犯罪被害者支援費用助成	診察料、処置料及び治療費(投薬料含む)　3つの診療科　上限:5万円 ※その他経費は請求額	病院で受診した際の診察代、診断書代、性感染症検査代、緊急避妊薬代等にかかる経費を助成する。	性犯罪	被害者	―
17	生活支援	区	ごみの訪問収集	―	身体への直接的な被害やメディアスクラム等により、ごみ回収場所まで持参することが困難な場合に、自宅(玄関先等)へ訪問し、ごみの収集を行う。	死亡 重症病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
18	相談	区	アウトリーチ型面談	―	被害者等の自宅やその近隣で面談を行う	―	犯罪被害者等	―
19	相談	区	同行支援	―	行政窓口、裁判所や病院等に相談員が同行する	―	犯罪被害者等	―